

専決第13号

平成29年度各務原市一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年度各務原市一般会計補正予算（第2号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成29年8月7日

各務原市長 浅野 健 司

平成29年度各務原市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度各務原市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,051,424千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
20 繰越金		1,506,227	69,226	1,575,453
	1 繰越金	1,506,227	69,226	1,575,453
歳 入 合 計		46,982,198	69,226	47,051,424

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		3,853,191	69,226	3,922,417
	2 徴税費	554,533	69,226	623,759
歳 出 合 計		46,982,198	69,226	47,051,424